



ジャパンデスク ニュースレター Vol.4

2021年5月

配当収入及び海外からのその他の所得に対する免税

財務大臣規則 No.18/PMK.03/2021(以下、PMK18)が 2021 年 2 月 17 日に公布され、2020 年 11 月 2 日公布の雇用創出に関する法律 2020 年第 11 号、通称オムニバス法により改正された税制改正(オムニバス法による税制改正の内容については[ニュースレター Vol.1](#)参照)の内、オムニバス法により明確になっていなかった各種条件が規定されています。今回は PMK18 により明らかになったポイントのうち、配当収入及び海外からのその他の所得(以下、配当収入等)に対する免税について解説いたします。

配当収入等の免税条件

オムニバス法により定められた配当収入等に対する免税規定の概要は以下の通りです。

表1：オムニバス法による改正の概要(配当収入等に対する免税)

所得の種類	改正前の規定	新設された所得税の免除規定
国内配当	<p>① 受取人が個人居住者：10%</p> <p>② 受取人が法人居住者：配当を支払うインドネシア国内の法人に対する株式保有割合により判定する。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 25%以上保有：非課税・ 25%未満保有：15%	<p>① 受取人が個人居住者：受領した配当額のうち特定期間内にインドネシア国内に再投資した金額 – 非課税</p> <p>② 受取人が法人居住者：非課税</p>
国外配当	免除規定なし	<p>(受取人が個人、法人の区別なし)</p> <p>① 国外上場企業からの配当：受領した配当額のうち特定期間内にインドネシア国内に再投資した金額 – 非課税</p> <p>② 国外非上場企業からの配当：受領した配当額のうち、当該国外企業の税引後利益の30%以上を特定期間内にインドネシア国内に再投資する場合の配当受取額 – 非課税</p>
国外からのその他の所得	免除規定なし	<p>① 国外恒久的施設(PE)を経由した所得：PEの税引後利益の30%以上を特定期間内にインドネシア国内に再投資した場合 – 非課税</p> <p>② PEを経由しない海外所得で、以下のいずれの条件も満たす所得：</p> <ul style="list-style-type: none">・ アクティブな事業による所得・ 海外に所有する企業からの所得ではない <p>特定期間内にインドネシア国内に再投資した金額：非課税</p>



上表赤字部分の「特定期間内」 「インドネシア国内に再投資」 の定義が PMK18 により明確になりました。

「特定の期間内」の定義

まず、投資を行うべき「特定の期間内」については、配当等の受取者が個人の場合、配当等を受け取った課税年度末から 3 か月以内、受取者が法人の場合は課税年度末から 4 か月以内と定められました。個人の場合、課税年度は暦年(1 月～12 月)となりますので、課税年度末から 3 か月以内とは翌年 3 月末を意味することとなります。これはつまり個人・法人所得税の申告期限までに再投資を行う必要がある、ということを意味していると考えられます。

「インドネシア国内に再投資」の定義

PMK18 では「インドネシア国内に再投資」に該当する投資対象が挙げられています。主なものは以下の通りです。

1. インドネシア国債
2. 国有企業、金融庁の管理下企業の債券
3. Bank Persepsi に指定された銀行への投資
4. インドネシアに設立された企業への投資

このうち、3. の Bank Persepsi とは、財務大臣から指定を受けた銀行を意味し、日系金融機関を含め主な銀行が Bank Persepsi に該当します。また、当該銀行への投資に含まれるものとして、普通預金(Tabungan)や定期預金(Deposito)も含まれますので、再投資の要件を満たすことは比較的容易であるということができます。

投資実現報告書

実施された投資は配当等を受領した課税年度から最低 3 課税年度にわたり維持しなければならないとされています。投資の実施及び維持の状況を把握する目的で、投資を実施した後、配当等を受領した課税事業年度から 3 年間、毎年 PMK18 にて指定された様式により投資実現報告書を税務署へ提出する必要があります。投資実現報告書の提出期限は、個人の場合翌年 3 月末まで、法人の場合課税年度終了後 4 か月以内と定められています。



当該規定のポイント

配当等の収入に対して免税となる条件が拡大されたことで、該当する納税者にとってはメリットがあるといえます。また、免税を受けるための要件として再投資の要件を設けていますが、前述の通り要件を満たすことが容易に可能と考えられるため、実質的には投資実現報告書の提出を怠らなければ免税を受けられると考えてもよさそうです。

ただし、免税対象となった国外の配当収入等に対してインドネシア国外で課された税については、インドネシアにおいて外国税額控除の適用を受けることができない点に注意が必要です。また、この外国税額控除が受けられないという規定は、被支配外国法人(CFC)からの配当に対する税額計算に関する規定(いわゆる CFC ルール)と矛盾する部分があるため、今後 CFC ルールに関する改定により矛盾が解消されることが期待されます。

本件に関するご質問又は会計監査、各種コンサルティング等の各種ご相談がございましたら、お気軽に Crowe Indonesia ジャパンデスクまでお問い合わせください。

三好博文

ジャパンデスク パートナー

hirofumi.miyoshi@crowe.id

三好久恵

ジャパンデスク マネージャー

hisae.miyoshi@crowe.id